

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項</p> <p>第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</p> <p>第二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定事項については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。</p> <p>第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p>	<p>第一 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</p> <p>第二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p>

- (1) (4) (略)
- (5) 別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定項目については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

別表

環境要素の区分	影響要因の区分		工 事	存在・供 用	
	細区分	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----	-----	-----
		騒音・低周波音	-----	-----	-----
		振動	-----	-----	-----
		悪臭	-----	-----	-----
		その他	-----	-----	-----
	水環境	水質	-----	-----	-----
		底質	-----	-----	-----
		地下水	-----	-----	-----
		-----	-----	-----	-----
		-----	-----	-----	-----

- (1) (4) (略)

別表

環境要素の区分	影響要因の区分		工 事	存在・供 用	
	細区分	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----	-----	-----
		騒音・低周波音	-----	-----	-----
		振動	-----	-----	-----
		悪臭	-----	-----	-----
		その他	-----	-----	-----
	水環境	水質	-----	-----	-----
		底質	-----	-----	-----
		地下水	-----	-----	-----
		-----	-----	-----	-----
		-----	-----	-----	-----

生物の多様性の確保及び自然環境体系的保全	土壌環境・その他の環境	その他	-----								
		地形・地質	-----								
		地盤	-----								
	植物	土壌	-----								
		その他	-----								
	動物	-----									
	生態系	-----									
	人と自然との豊かな触れ合い	触れ合い活動の場	景観	-----							

	環境への負荷	-----	廃棄物等	-----							
温室効果ガス等			-----								

一般環境中の放射性物質	-----	放射線の重量	-----								

生物の多様性の確保及び自然環境体系的保全	土壌環境・その他の環境	その他	-----							
		地形・地質	-----							
		地盤	-----							
	植物	土壌	-----							
		その他	-----							
	動物	-----								
	生態系	-----								
	人と自然との豊かな触れ合い	触れ合い活動の場	景観	-----						

	環境への負荷	-----	廃棄物等	-----						
温室効果ガス等			-----							
